

# オミクロン株の特徴を踏まえた感染症対応マニュアル

## 1 濃厚接触者に係る特定や行動制限の変更について (R4.7.22~)

区分	濃厚接触者の特定	行動制限
同居家族	<ul style="list-style-type: none"><li>保健所が濃厚接触者を特定、連絡</li><li>陽性者から濃厚接触者に伝達</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>待機期間は<b>5日間</b></li><li><b>2日目、3日目の検査陰性で待機解除</b></li></ul> <p>※自費検査、園児は対象外とする。</p>
保育所等	<p><b>・濃厚接触者を特定せず</b></p> <p>※ただし、クラスター発生など更なる感染対策が必要な場合、保健所による調査や感染対策の協力を要請</p>	<p>保育所等で陽性者と接触者あったと考えられる場合については、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等、感染リスクの高い行動を控えるよう周知する。</p> <p>※詳細は、「東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定および行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について」の事務連絡を参照</p>

※乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、乳幼児については、5日間の待機となる。

## 2 検査の考え方（園児は対象外）

### 1 オミクロン株陽性者の濃厚接触者が5日間を待たずに、待機を解除する場合の検査

5日間の自宅待機を待たずに、待機を解除する場合（社会機能維持者に限らず、実施可能

①抗原定性検査で2、3日目で陰性の場合、待機解除

※2日目以降であれば、任意のタイミングで検査実施可能

②7日間経過までは、自身による健康状態確認、リスクの高い場所や会食等を避ける、マスク着用等を以来

●：検査実施日

日数	最終接觸日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目以降
抗原定性検査			●	●					
検査方法	① 2、3日目の検査陰性まで自宅待機					② ①後、待機解除（検査必要なし） ③ 7日経過まで、自分で健康観察、マスク着用、会食等避ける			

### 2 オミクロン株陽性者の濃厚接触者である保育士等が勤務を継続する場合の検査

最終接觸日の翌日から勤務を継続する必要がある場合

①最終接觸日から1～3日目の場合、業務前検査で陰性が確認された場合、業務に従事可能

②3日目の検査（抗原定性検査は2、3日目）で陰性の場合、4日目以降の検査実施の必要な

し

- ③7日間経過までは、自身による健康状態確認、リスクの高い場所や会食等を避ける、マスクの着用等を依頼

●：検査実施日

日数	最終接觸日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目 以降
検査方法	核酸増幅検査 抗原定量検査	●	●	●	① 毎日の検査で陰性の場合勤務可能 ② 3日目検査陰性の場合、以降検査必要なし ③ 7日経過まで自分で健康観察、マスク着用、会食等避ける。				
	抗原定性検査	●	●	●	① 每日の検査で陰性の場合勤務可能 (やむを得ない場合使用可能) ② 2、3日目検査陰性の場合、以降検査必要なし ③ 7日経過まで自分で健康観察、マスク着用、会食等避ける。				

### 3 陽性と診断された場合の療養について

陽性と診断された場合、感染拡大防止のため、①自宅待機、②都が提供する施設での宿泊療養、③入院などの方法により、療養を行う。療養方法については、自身の症状、同居家族の有無等を医師に伝え、療養方法について相談すること。

#### 【自宅療養について】

軽症者または無症状者については、外出しないことを前提に、「症状のある方は症状が出た日から10日間、症状のない方は検査日から原則7日間、自宅で療養する。

※療養が解除される日数は個々人の状況により異なる。

### 4 濃厚接触者の定義および濃厚接触者になった場合の流れについて

#### 1 濃厚接触者の定義

濃厚接触者の定義は以下のとおりです。（前回からの変更はなし）

- ①同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）
- ②新型コロナウイルス感染症患者を診察、看護もしくは介護した
- ③患者の痰や体液等の汚染物質に直接触れた
- ④手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった

#### 2 濃厚接触者になった場合の流れについて

濃厚接触者に該当する場合は、以下のとおり対応する。

# 濃厚接触者に該当する場合

濃厚接触者に該当する（定義にあてはまる）場合

## 症状が表れた際の自宅等での検査

- ・自宅待機期間中に症状が表れた際に、医療機関受診前に検査をするための抗原検査キット配送を都にお申込いただけます。  
サイトはコチラ→<https://tokyo-testkit.jp/>

症状がある場合や、検査キットで陽性疑いとなった場合、体調急変時

## 受診の相談

- ・医療機関に連絡の上、自分が濃厚接触者であることを伝えて下さい。  
\*ご自宅で検査キットを使って検査をした場合、その結果も伝えて下さい。  
\*家族が陽性の場合等、検査を実施せず、症状のみで医師が診断する場合があります。
- ※診療・検査医療機関の一覧  
[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/kansen/corona\\_portal/soudan/hatsunetsugairai.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html)
- ・受診の際は自身で行った検査結果をお持ちください。

検査陽性、又は症状のみで新型コロナウイルス感染症と診断された場合

左記以外の場合

医師の指示に従って下さい。

## 自宅待機

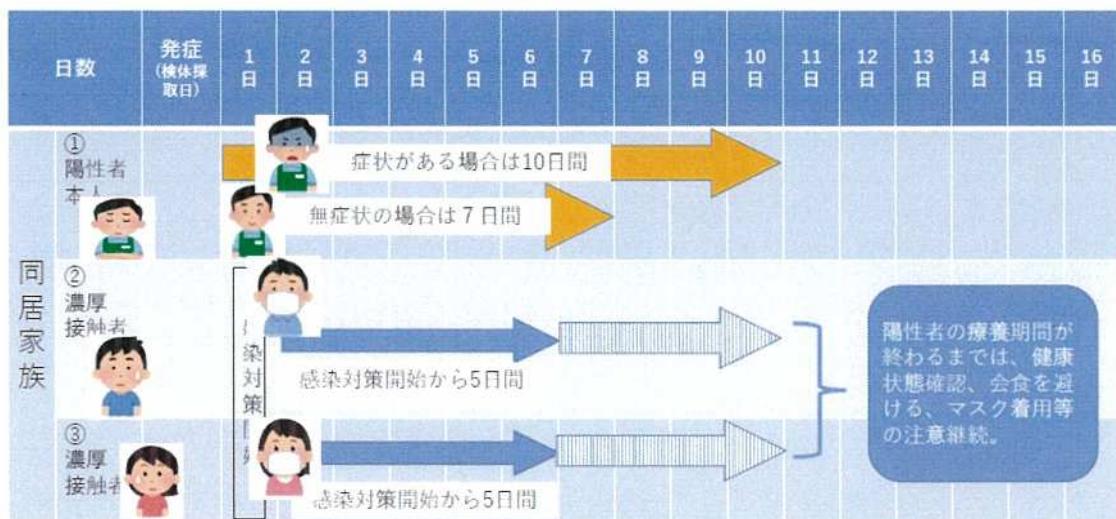
- ・最後に接触した日から5日間の自宅待機をお願いします。
- ・自宅待機中に体調変化があった場合には、医療機関に連絡し、受診してください。
- ・最後に接触した日から2日目、3日目に自主的な検査（御自身で購入されたキットによる抗原定性検査）で陰性の場合、待機解除することができます。  
※2日目、3日目の自主検査に、都が配布するキットは使用しないでください。

## 5 家族が陽性となった場合の健康観察期間の考え方について

家族が陽性となった場合の待機期間の考え方は次のとおりとなります。

### 1 基本的な考え方（感染対策を開始した日から5日間の待機）

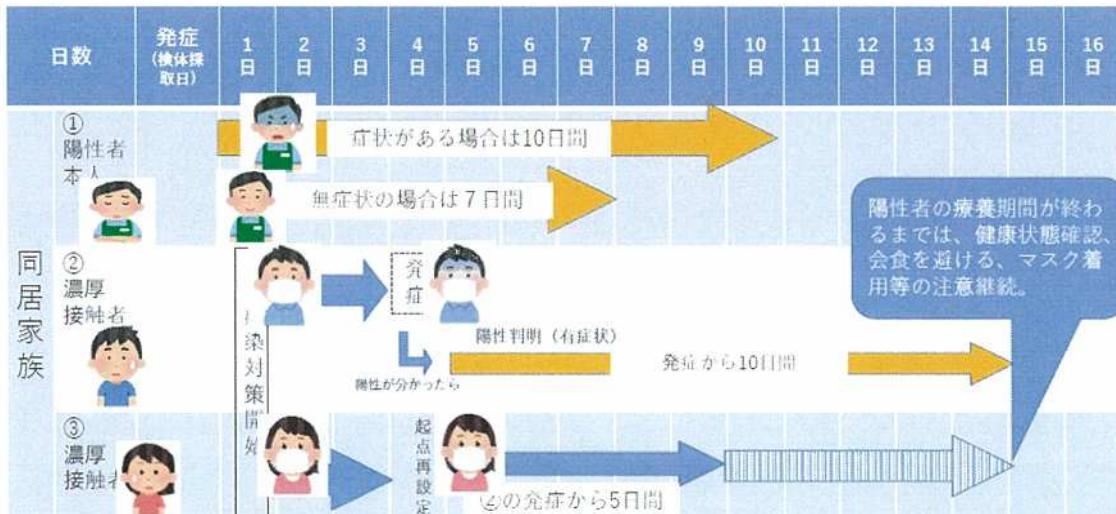
陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）とする。



陽性者は、同居している家族等があとから陽性となった場合でも、療養期間の延長はありません。ただし、家庭内に陽性者がいる間に療養解除となった時は、家庭内にウイルスが存在している状態なので、マスクや手洗いを念入りにするなど家庭内外での感染対策には十分気をつけること。

## 2 家族に陽性者が発生（有症状）した場合は、発症日を起点に待機期間を再設定

待機期間中に同居家族等（濃厚接触者）が発症した場合はその発症日を0日として期間を設定しなおす。

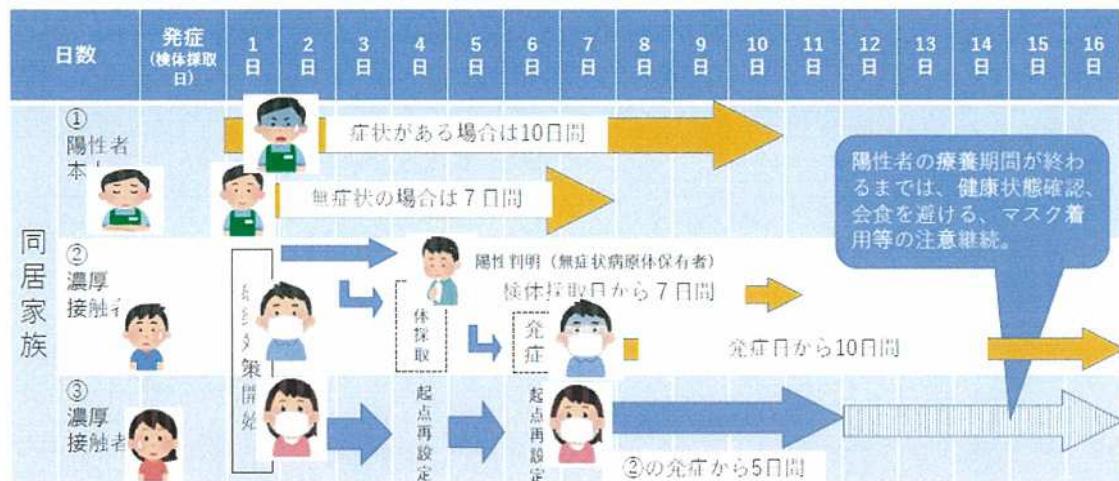


陽性者は、同居している家族等があとから陽性となった場合でも、療養期間の延長はありません。ただし、家庭内に陽性者がいる間に療養解除となった時は、家庭内にウイルスが存在している状態なので、マスクや手洗いを念入りにするなど家庭内外での感染対策には十分気をつけること。

## 3 家族に陽性者が発生（有症状）した場合は、発症日を起点に待機期間を再設定

無症状の同居家族等（濃厚接触者）を検査した結果、陽性が判明した場合はその検体採取日

を0日として起算する。もし、その同居家族が療養期間中に発症した場合、さらにその発症日を0日として起算しなおす。



いずれの場合であっても、同居家族等の待機期間終了後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、濃厚接触者である同居家族等においても、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所での利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

## 6 その他

Q1 保育園に通う園児の親（母親）が陽性者、子どもが濃厚接触者に特定された場合、園児はいつから登園が可能になるか？

子どもが家庭内で部屋を分けるなど、母親との隔離が可能で、日常的に消毒や換気など基本的な対策を行っている場合は、家庭内の最終接触日（母親と子ども）の翌日から起算して5日間経過で登園可能になります。

なお、家庭内の親子の隔離が難しい場合、一般的には0～1歳児の添い寝が必要な子どもの場合は、親の療養終了日（原則10日間、無症状の場合は7日間）の翌日から起算して5日間経過で登園可能となります。

Q2 園児・職員に疑わしい症状がある場合、必ず医療機関を受診するよう要請する必要はあるか？

過去に新型コロナウイルスに感染した場合であっても、前回の感染からおよそ2か月が経過していれば再感染の疑いや、ほかの感染症の可能性も考えられるため、在園児の安全を保障するためにも受診を勧奨する。

Q3 新型コロナウイルス感染症以外の発熱の場合でも、原則、解熱後24時間以上経過するまで登園を控えるよう要請する必要はあるか？（医師の診断がある場合は除く）

その発熱が新型コロナウイルス感染症によるものかは判別できないため解熱後24時間

以上の経過をお願いする。

Q 4 園児・職員の同居の家族でコロナが疑われる症状を呈した場合の登園・出勤の目安は？

症状のある家族の受診または検査結果が出るまでは登園および出勤を控えるようにする。なお、濃厚接触者の濃厚接触者については基本的には行動制限を求めません。

Q 5 園内で陽性者は発生した場合、その陽性者と食事をしたり、マスクなしで一緒に過ごしていた園児・職員に対して、極力登園を自粛するよう求めよいか？

保育所の判断で、状況に応じて在園児の安全を守るため、自粛を要請することは可能です。ただし、強制力はなく、自粛をするかどうかはそれぞれ保護者の判断になります。

Q 6 園内で陽性者が発生した場合、保護者への周知は今までどおり行う必要があるか？

保護者への周知は必須ではありませんが、保育所の判断で、保育所内で陽性者が発生したことを見積りも含め、周知していただいた方が保護者の自粛などの判断につながるため、よいと考えます。なお、個人情報の取り扱いについては今までどおり十分にご注意ください。

Q 7 保育所等において、陽性者が5名以上発生した場合は、必要に応じ、保健所などの判断により積極的疫学調査を実施すると東京都のマニュアルに記載があるが、どのような場合、クラスターとして判断されるのか。保健所への報告の基準があれば示してほしい。

保育所等でのクラスターの認定は、1人の陽性者から5人以上に感染したことをもって判断するので、目安として同じクラスで園児・職員含め1週間以内に5人以上陽性者が出ていた場合は、濃厚接触者のリストを作成のうえ、保健所に連絡するようにしてください。(例) 8/1 2歳児クラスで陽性者(園児)が3人発生→その後8/5に同じクラスで2人(園児1・職員1)発生⇒クラスターとして認定⇒保健所に連絡

※陽性者の感染が家庭によるものなのか、保育所によるものなのかを判断するために1週間程度の期間をもって判断している。

参考資料：保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十七報）  
(令和4年7月26日)